

## 「令和7年4月から 放課後等デイサービスの支給日数（目安）が変わります」

放課後等デイサービスの支給日数（目安）について、令和7年4月から以下のとおり変更となります。現在、小学1、2年生で、変更前の月10日から月15日に支給日数の変更を希望する場合は、ご契約の特定相談支援事業所にご相談ください。

### 1 支給日数の目安

#### 【変更前（令和6年度）】

小学1年生～2年生	週2日（月10日）
小学3年生～6年生	週3日（月15日）
中学生～高校生	週5日（ただし、各月の日数から8日を控除した日数）

#### 【変更後（令和7年度～）】

小学1年生～6年生	週3日（月15日）
中学生～高校生	週5日（ただし、各月の日数から8日を控除した日数）

### 2 変更時期

令和7年4月から

### 3 変更対応（令和7年度からの利用に向けて）

対象者	対応
新1年生	令和7年4月からのサービス利用となるため、変更後の支給日数（週3日）の範囲内で支給決定します。
1月末更新	令和7年4月からの支給日数の変更を希望する場合は、更新申請と一緒に4月からの支給日数の変更申請を合わせてご提出ください。
2月末更新	
3月末更新	「更新のお知らせ」発送時に変更内容の案内を同封しますので、令和7年4月からの支給日数の変更を希望する場合は、変更後の支給日数（週3日）の範囲内で支給決定します。
4月末更新以降	現在、小学1、2年生で、令和7年4月から変更前の月10日から月15日に支給日数の変更を希望する場合は、ご契約の特定相談支援事業所にご相談ください。

#### 【問合せ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話：03-3312-2111（代表）

- ・サービスの利用申請に関すること：障害福祉サービス係 内線1185・1186
- ・支給決定、受給者証の発行に関すること：児童支援係 内線1134・1169